

令和４年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

| 品名（関税率関係）又は<br>制度名（関税制度関係） |          | <品名><br>パイナップル缶詰<br><制度名><br>関税割当制度   |            |    |    |            |    |    |             |     |
|----------------------------|----------|---|------------|----|----|------------|----|----|-------------|-----|
| 改正要望の内容                    |          | ○改正を要する法令及び条項<br>関税暫定措置法第２条第１項<br>○具体的な内容<br>「令和４年３月３１日まで」とされているものを１年間延長し、「令和５年３月３１日まで」とする。   |            |    |    |            |    |    |             |     |
| 税 番                        | 統計<br>細分 | 品 目   | 改正前税率      |    |    | 改正後税率      |    |    | WTO<br>譲許税率 | 備 考 |
|                            |          |   | 基本         | 暫定 | 特惠 | 基本         | 暫定 | 特惠 |             |     |
| 2008.20                    | 111      | パイナップル(加糖)(気密容器入り、10kg以下)(細片、破碎、パルプ状を除く) 共通限度数量以内のもの  | 39<br>円/kg | 無税 |    | 39<br>円/kg | 無税 |    | 33 円/kg     |     |
|                            | 211      | パイナップル(無糖)(気密容器入り、10 kg以下)(細片、破碎、パルプ状を除く) 共通限度数量以内のもの   | 39<br>円/kg | 無税 |    | 39<br>円/kg | 無税 |    | 33 円/kg     |     |
| 改正要望内容の<br>施行期日及び適用期間      |          | 施行期日：令和４年４月１日<br>適用期間：令和４年４月１日 ～ 令和５年３月３１日  |            |    |    |            |    |    |             |     |
| 改正を要望する品目又は<br>制度をめぐる状況    |          | ① 現状<br>パイナップルは、沖縄本島北部の強酸性土壤に適した数少ない作物であり、本島北部、石垣島等で栽培され沖縄農業の基幹作物のひとつであるとともに、缶詰等の加工産業も含めた地域経済において重要な位置を占めている。<br>一方、タイなどの主要輸出国との生産コスト等の格差から生じる不利によって現在においても国産パイナップル缶詰は、輸入品に比べて３～４倍の価格差があり、品質面での差別化も困難であることから、輸入品に対抗できる競争力を有していない。<br>このため、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施することにより、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国内生産者の保護を図っている。なお、パイナップル缶詰は、CPTPP 協定において果実で唯一関税撤廃から除外されている。 |            |    |    |            |    |    |             |     |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p><b>② 問題点</b></p> <p>輸入品に対抗できる競争力を有していないため、依然として内外価格差は大きく、安価な輸入品に対して十分な国際競争力が確保されるまで本制度の維持が必要である。</p>   |
| <p>改正の必要性と目的達成の見通し</p> | <p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するためには、本制度の維持が最も効率的である。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を継続する必要がある。</p>   |
| <p>改正の効果と妥当性</p>       | <p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要確保を通じて国内生産者の保護が維持される。</p> <p>[令和2年度における摘要実績（「減税額は」試算値）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：30,622 トン、4,401 百万円</li> <li>・ 減税額： 30,622 トン×33 円（枠外税 33 円/kg—枠内税 0 円/kg）<br/>= 1,011 百万円</li> <li>・ 関税割当てを受けた者の数：39</li> </ul> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>特記事項なし</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護するためには、本制度の継続が最も効率的である。</p> |
| <p>政策評価・関連措置</p>       | <p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>なし</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>なし</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない」とされている。</p> <p>一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>の取組をより効果的に実施できる。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>(1) 財政上の調整援助策</p> <p>パイナップルを「果樹農業振興特別措置法」の対象果樹に指定するとともに、果樹農業振興基本方針を策定し、これに基づいてパイナップル栽培の省力化、土壌の改良、優良種苗の増殖普及等による単収の向上、品質の改善を図り生産性の向上を推進している。また、パイナップル缶詰の自由化の影響に対処し、沖縄県パイナップル農業の存立を確保するため、生産、流通、加工各般の対策を講じている。</p> <p>(2) 金融上の配慮</p> <p>「沖縄振興開発金融公庫」により設備近代化等の資金の融資措置が行われている。また、パイナップル缶詰等の輸入自由化に係る国内対策を補完し、パイナップル産業の柱であるパイナップル缶詰製造業者を含めた食品製造事業者の経営の改善を図ることを目的とする「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づき、パイナップル缶詰製造業者に対する金融税制上の優遇措置を講じている。</p> |
|  |   |

○ 改正経緯

| <p>これまでの改正状況</p> | <p>パイナップル缶の関税割当制度は、平成2年度に導入されて以降、現在まで延長されている。</p>  |       |       |       |       |        |      |     |       |       |      |     |       |       |      |     |       |
|------------------|--|-------|-------|-------|-------|--------|------|-----|-------|-------|------|-----|-------|-------|------|-----|-------|
| <p>措置による効果</p>   | <p>○国産品と輸入品との間に存在する内外価格差（3号缶当たり円）</p> <table border="1" data-bbox="432 1077 1469 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>国産品価格</th> <th>輸入品価格</th> <th>内外価格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>269円</td> <td>68円</td> <td>3.96倍</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>278円</td> <td>69円</td> <td>4.03倍</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>278円</td> <td>84円</td> <td>3.31倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>○需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる（本制度が維持されない場合、上記内外価格差はさらに拡大）。</p> |       | 国産品価格 | 輸入品価格 | 内外価格差 | 平成30年度 | 269円 | 68円 | 3.96倍 | 令和元年度 | 278円 | 69円 | 4.03倍 | 令和2年度 | 278円 | 84円 | 3.31倍 |
|                  | 国産品価格  | 輸入品価格 | 内外価格差 |       |       |        |      |     |       |       |      |     |       |       |      |     |       |
| 平成30年度           | 269円   | 68円   | 3.96倍 |       |       |        |      |     |       |       |      |     |       |       |      |     |       |
| 令和元年度            | 278円   | 69円   | 4.03倍 |       |       |        |      |     |       |       |      |     |       |       |      |     |       |
| 令和2年度            | 278円   | 84円   | 3.31倍 |       |       |        |      |     |       |       |      |     |       |       |      |     |       |